

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設
市内相談支援事業所

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 5 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について（通知）

日頃から本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では人員配置等の確認をするため、障害福祉サービス事業等における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）を毎年 4 月に提出していただくこととしております。

つきましては、下記のとおり体制届を提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 体制届の提出が必要な事業所

次の（1）又は（2）に該当する事業所

(1) 下表に該当する事業所

| サービス | 必ず提出が必要な事項 | 加算を算定している場合に、提出が必要な事項 |
|-----------------------|------------|--|
| 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 | | 特定事業所加算 |
| 療養介護 | 人員配置区分 | |
| 生活介護 | 人員配置区分 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算 |
| 施設入所支援 | | 夜勤職員配置体制加算 重度障害者支援加算（Ⅰ） 重度障害者支援加算（Ⅰ）（重度） 重度障害者支援加算（Ⅱ） 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 |
| 自立訓練 （機能訓練） | | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算 |

| | | |
|----------------|---|--|
| 自立訓練 (生活訓練) | | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算 ※以下、宿泊型自立訓練のみ 地域移行支援体制強化加算 通勤生活者支援加算 夜間支援等体制加算 |
| 就労移行支援 | 就労定着率区分 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 移行準備支援体制加算 |
| 就労継続支援A型 | 人員配置区分 評価点区分 自己評価結果等未公表減算 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 就労移行支援体制加算 |
| 就労継続支援B型 | 人員配置区分 平均工賃月額区分(※平均工賃月額に応じた報酬体系を選択した場合に限る) | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 就労移行支援体制加算 目標工賃達成指導員配置加算 |
| 就労定着支援 | 就労定着支援利用者数 就労定着率区分 | 就労定着実績体制加算 |
| 自立生活援助 | 人員配置区分 | |
| 共同生活援助 | 人員配置区分 事業実施状況等報告書(※日中サービス支援型のみ) | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 夜間支援等体制加算 夜間支援等体制加算 I 加配職員体制加算 重度障害者支援加算 通勤生活者支援加算(※日中サービス支援型は除く) |
| 児童発達支援 | 未就学児等支援区分 自己評価結果等未公表減算 | 看護職員加配加算(※主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ) |
| 放課後等デイサービス | 障害児基本報酬区分 自己評価結果等未公表減算 | 看護職員加配加算(※主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ) |
| 福祉型障害児入所施設 | | 看護職員配置加算 |

注) 表中にないサービスについては、加算内容の変更がない場合は提出不要

- (2) 上記以外の加算等の算定状況(加算の有無、区分の変更)に4月から変更がある事業所

2 書類の提出について

令和5年(2023年)2月10日付け札障第3500号にてお知らせした「スマート申請」の導入方針に基づき、原則としてスマート申請により提出を受け付けます。

(1) 提出書類

加算の算定に応じて必要な添付書類

(「【年度当初】体制届提出書類チェック表」のとおり)

※使用する様式等については、スマート申請対応のため改訂を行いましたので、札幌市ホームページから最新の様式をダウンロードしご使用ください。

《HP》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 加算の届出 (年度当初)

《URL》

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html

(2) 提出方法

スマート申請

(上記URLに、サービス種別ごとの申請ページへのリンクを掲載しています。)

※一部のサービス（短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）については現時点ではスマート申請に対応しておりませんので、当該サービスについて届出を行う場合、またはスマート申請での届出が困難な場合は、郵送でご提出ください。

《郵送でのご提出先》

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 指定指導担当係

(3) スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途連絡のうえ確認を行うか、追加で添付書類等の提出を求める場合があります。また、入力内容や添付書類が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあるものと判断する可能性があります。
- ・申請内容が届出を行う変更または加算等の要件に該当しなかった場合や、内容に虚偽またはその疑いがあると認められた場合は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

3 提出期限

令和5年4月15日(土) 23:59

※今回提出していただいた加算等の算定は、令和5年4月1日から適用となります。

※郵送の場合は、令和5年4月15日消印まで有効です。

4 届出に関する注意点

- (1) 勤務形態一覧表について、育児・介護休業法による時短勤務により常勤者として配置している従業者は、常勤(時短)の勤務形態を選択してください。また、役員を含め、常勤勤務時間を超えて配置することはできませんので、常勤従業者勤務時間数を超えていないかご確認ください。
- (2) 人員(管理者やサービス管理責任者等)に変更がある場合は、「変更届(様式第2号)」及び添付書類をご提出ください。
- (3) 体制届の提出が必要ではない事業所又は体制届の提出書類として提示していないものであっても、実地指導、監査、会計検査等において、書類提出を求めることがあるため、加算等の算定要件を確認できる書類は事業所に保存してください。
- (4) 4月1日からの変更届や新規指定申請等で、既に4月からの体制届を提出されている場合は、再度ご提出いただく必要はありませんが、提出時点から変更がある場合は改めてご提出ください。
- (5) 体制届で提出された加算について、実地調査等で要件を満たしていないことが判明し、過誤調整を依頼する案件が増加しております。報酬告示、留意事項通知等で、加算の要件を満たしているか十分確認のうえ、体制届の提出を行ってください。
- (6) ご提出いただいた書類について、補正を求める場合がありますが、ご対応いただけない場合、請求エラーとなってしまう可能性がございますので、ご注意願います。

5 不備が多い事項について

- (1) 全サービス共通
 - ア 人員配置体制に関する届出書における延べ利用人数において、単なる利用人数を記載されている書類がございますので、下記例を参考の上、ご記載願います。
例) 3人の利用者が15日/月サービスを利用した場合、 $3人 \times 15日 = 45人$ が延べ利用人数となります。
 - イ 福祉専門職員配置等加算に関して、対象職種(様式下部に記載あり)を確認の上、ご提出ください。多機能型事業所又は障害者支援施設においては、多機能型の全てのサービスの対象者を合算して記載してください。国家資格保有者(介護福祉士など)の資格証明において、合格証書などは証明書となり得ませんので、必ず登録されたことがわかる証書などをご提出願います。
- (2) 居宅系サービス
特定事業所加算については、毎年度届出が必要です。期限までに届出がない場合は、加算無しで登録することがあります。重度訪問介護について、特定事業

所加算に係る届出書のうち、体制要件の⑥については、現に深夜帯にサービスを提供している必要があります。

(3) 就労系サービス

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した基本報酬の算定に係る実績の算出方法については、添付資料のとおりの対応となる予定ですので、確認の上、ご提出ください。就労移行支援について、就労定着者の就労状況を確認できる書類として在職証明書（様式は問いません）等をご提出ください。

(4) 共同生活援助

勤務形態一覧表上、職種の欄に「世話人」を選択の上、夜勤日を塗りつぶすことにより、夜間支援従事者としている書類が散見されておりますが、夜間支援従事者は、プルダウンで選択の上ご作成願います。なお、世話人と夜間支援従事者はあくまで別の職種となるため、世話人と夜間支援従事者としての時間を合算しても、当該者は常勤者とはなり得ません。また、管理者は日中の業務が必要となるため、夜間支援従事者にはなれません。

(5) 障害児通所

ア 児童指導員等加配加算については、基準人員を満たした上で、常勤換算で1以上配置している場合に算定可能となりますので、ご提出前によくご確認ください。なお、仮に保育士とその他従業者の加配部分を併せて常勤換算1以上となる場合は、本加算の区分は「その他従業者」となります。

イ その他従業者であって、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等修了者である場合は、勤務形態一覧表の職種欄は「その他従業者（強度行動障害支援者養成研修等修了者）」をご選択願います。

6 報酬告示等

各加算の要件については、報酬告示及び留意事項通知等を参照してください。

<報酬告示等>

《HP》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 >

障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 加算の届出（年度当初）

《URL》

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html

7 お問い合わせ

お問い合わせにつきましては、電話での対応が困難ですので、札幌市ホームページに掲載している質問票からご質問ください。

《HP》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 >

障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 質問票、新規指定申請予約

《URL》

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

《ご注意》 職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合は、必ず届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の算定を行った場合、請求の内容によっては不正請求となり、返還の対象となります。加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認願います。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

TEL : 211-2938 FAX : 218-5181

E-mail jigyouyositei@city.sapporo.jp